

## 在留資格

- 我が国に入国・在留する外国人は、原則として、出入国管理及び難民認定法に定める在留資格のいずれかをもって在留することとされている。
- 在留資格は、次のように大別できる。
- ① 活動資格(我が国で行う活動に着目して分類された在留資格)
- ② 居住資格(身分や地位に着目して分類された在留資格)

■ 上記①の活動資格は、就労活動ができるものとはできないものに分類できる。

(注)①の活動資格について、在留資格により許可された活動以外の活動を行うことを希望する場合、資格外活動許可を受ける必要がある。

## 在留資格

### ①活動資格

- ・就労可:「外交」、「公用」、「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「投資・経営」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術」、「人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「興行」、「技能」

(注)「**技能実習**」の在留資格は「留学」や「研修」と同様に「学ぶこと」を目的とするものであるが、技能等修得活動は、雇用契約に基づいて行われ労働関係法令の適用を受ける。

- ・就労不可:「文化活動」、「短期滞在」、「留学」、「研修」、「家族滞在」
- ・法務大臣が個々に指定する範囲で就労可:「特定活動」

(注)「**特定活動**」で就労を認めている活動類型

・・・経済連携協定(EPA)による看護師・介護福祉士(候補者を含む)としての活動、外交官等の家事使用人としての活動、ワーキングホリデーによる付随的就労活動、一定の報酬を受けて行うアマチュアスポーツの選手としての活動、インターンシップ(就労)活動 など

※ **青字**は上陸基準省令の適用がある在留資格

就労には資格外活動許可が必要

### ②居住資格

- 「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」

# 高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇制度

## 制度の概要・目的

**高度人材**（現行の外国人受入れの範囲内にある者で、高度な資質・能力を有すると認められるもの）の受入れを促進するため、高度人材に対し**ポイント制**を活用した**出入国管理上の優遇措置**を講ずる制度を平成24年5月7日より導入（平成25年12月24日、見直し後の新たな制度を開始）。

高度人材の活動内容を**高度学術研究活動**、**高度専門・技術活動**、**管理活動**の3つに分類し、それぞれの特性に応じて、「学歴」、「職歴」、「年収」などの項目ごとにポイントを設け、**ポイントの合計が一定点数に達した場合に、出入国管理上の優遇措置を与えることにより、高度人材の我が国への受入れ促進を図ることを目的とする。**

## 「高度人材」のイメージ

我が国が積極的に受け入れられるべき高度人材とは・・・

「**国内の資本・労働とは補完関係にあり、代替することが出来ない良質な人材**」であり、「**我が国の産業にイノベーションをもたらすとともに、日本人との切磋琢磨を通じて専門的・技術的な労働市場の発展を促し、我が国労働市場の効率性を高めることが期待される人材**」

（平成21年5月29日高度人材受入推進会議報告書）

① **高度学術研究活動**... **基礎研究や最先端技術の研究を行う研究者**

② **高度専門・技術活動**... **専門的な技術・知識等を活かして新たな市場の獲得や新たな製品・技術開発等を担う者**

③ **高度経営・管理活動**... **我が国企業のグローバルな事業展開等のため、豊富な実務経験等を活かして企業の経営・管理に従事する者**

## 優遇措置の内容

- **複合的な在留活動の許可**
- **在留期間「5年」の付与**
- **在留歴に係る永住許可要件の緩和**
- **入国・在留手続の優先処理**
- **配偶者の就労**
- **親の帯同**
- **高度人材に雇用される家事使用人の帯同**

## ○高度人材の配偶者の就労について

高度人材と同居する配偶者について、本邦の公私の機関との契約に基づいて就労を目的とする在留資格（＝「教育」、「技術」、「人文知識・国際業務」等）に該当する活動について、これらの在留資格に係る要件（学歴等）を満たさない場合でも就労を認める。

※日本人と同等以上の報酬を受けけることを要件とし、許可に際しては就労先を特定する。

※就労しない配偶者については、現在の「家族滞在」と同様の活動を認める。

○ 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）（抄）

第十九条 別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者は、次項の許可を受けて行う場合を除き、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる活動を行つてはならない。

一 別表第一の一の表、二の表及び五の表の上欄の在留資格をもつて在留する者 当該在留資格に応じこれらの表の下欄に掲げる活動に属しない収入を伴う事業を運営する活動又は報酬（業として行うものではない講演に対する謝金、日常生活に伴う臨時の報酬その他の法務省令で定めるものを除く。以下同じ。）を受けける活動

二 別表第一の三の表及び四の表の上欄の在留資格をもつて在留する者 収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受けける活動

2 法務大臣は、別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者から、法務省令で定める手続により、当該在留資格に応じ同表の下欄に掲げる活動の遂行を阻害しない範囲内で当該活動に属しない収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受けける活動を行うことを希望する旨の申請があつた場合において、相当と認めるときは、これを許可することができる。この場合において、法務大臣は、当該許可に必要な条件を付することができる。

3 4 (略)

別表第一（第二条の二、第五条、第七条、第七条の二、第十九条、第十九条の十六、第十九条の十七、第二十条の二、第二十条の三、第二十二条の四、第二十四条、第六十一条の二の二、第六十一条の二の八関係）

四

在留資格 (略)	本邦において行うことができる活動
家族滞在	一の表、二の表又は三の表の上欄の在留資格（外交、公用、技能実習及び短期滞在を除く。）をもつて在留する者又はこの表の留学の在留資格をもつて在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動